

子発 1022 第 1 号
医政発 1022 第 10 号
令和 3 年 10 月 22 日

一般社団法人 日本医療法人協会会長 殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

令和 3 年度乳幼児突然死症候群 (SIDS) 対策強化月間の実施について

乳幼児突然死症候群 (SIDS) 対策の推進については、かねてより御高配を賜っているところですが、本年度においては、別添実施要綱のとおり、11 月 1 日 (月) から 11 月 30 日 (火) までの 1 か月間を、令和 3 年度乳幼児突然死症候群 (SIDS) 対策強化月間として、重点的に普及啓発運動を実施することとし、別紙写しのとおり都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長あて通知したところです。貴団体におかれましても、普及啓発運動が効果的に実施されますよう、御協力をお願いいたします。

併せて、乳幼児突然死症候群 (SIDS) の診断のための「乳幼児突然死症候群 (SIDS) 診断ガイドライン (第 2 版) (http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/sids_guideline.pdf)」(厚生労働科学研究 (成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業)「乳幼児突然死症候群 (SIDS) および乳幼児突発性危急事態 (ALTE) の病態解明および予防法開発に向けた複数領域専門家による統合的研究」) の内容の周知・普及にも十分な御留意を併せてお願いいたします。また、検案を行う際は、乳幼児突然死症候群 (SIDS) と虐待や窒息事故とを鑑別するために、的確な対応を行うとともに、必要に応じて、保護者に対し解剖を受けることを勧めるよう、会員、関係者等に対し周知いただけますよう御配慮をお願い申し上げます。